

愛知県 流行初期医療確保措置基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 36 条の 9 及び法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。）第 19 条の 7 に基づく流行初期医療確保措置に関し必要事項を定めるものとする。

1 法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる措置

【流行初期医療確保措置（病床）の県基準】

- (1) 発生の公表後、知事の要請のあった日から起算して 1 週間以内に措置を実施すること。
- (2) 感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床を 30 床以上確保し、継続して対応できること。
- (3) 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

2 法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる措置

【流行初期医療確保措置（発熱外来）の県基準】

- (1) 発生の公表後、知事の要請のあった日から起算して 1 週間以内に措置を実施すること。
- (2) 流行初期から、1 日あたり 20 人以上の新興感染症の疑似症患者若しくは新興感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診察を行うものであること。

- 3 1 については、医療措置協定において流行最初期（発生公表後 1 週間以内）での確保病床数を規定することで、医療機関間での負担に偏りが生じないように運用する。流行最初期・流行初期の病床確保の方針については別紙のとおり。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【病床確保の方針】（令和5年度第2回連携協議会資料から一部引用）

- 感染症指定医療機関及び病床を400床以上有する公的医療機関等に対して、流行初期（発生公表後3か月以内）において流行初期医療確保措置の基準を満たす病床数（30床）及び**県独自基準として流行最初期（発生公表後1週間以内）での確保病床数について、病床の確保を依頼する。**
- 県独自の流行最初期での病床の確保については、感染症指定医療機関及び病床を400床以上有する公的医療機関等において、新型コロナウイルス対応時における**第1波の2020年4月中旬（発生公表から2か月後）において、対応いただいた病床数程度を目標として依頼する。**

| 感染症指定医療機関及び病床を400床以上有する 公的医療機関等に対する要請病床数 （※新型コロナ対応時病床数は 2020年4月17日時点の病床数を参照） | |
|---|-------|
| 新型コロナ対応時病床数 | 要請病床数 |
| 31床以上 | 同左 |
| 26床～30床 | 30床 |
| 21床～25床 | 25床 |
| 16床～20床 | 20床 |
| 11床～15床 | 15床 |
| 6床～10床 | 10床 |
| 1床～5床 | 5床 |
| 0床 | 0床 |

※2023年7月～8月に実施した医療措置協定に係る事前調査において、流行初期に30床以上確保できると回答いただいた医療機関についても、上記に基づき流行最初期及び流行初期の病床の確保を依頼します。

※名古屋市内の医療機関については、名古屋市からの要請に従い、上記に該当しない医療機関についても一部依頼しています。